

## 令和6年度～令和8年度の介護保険料額(第1号被保険者)

所得段階	対象となる人	調整率	年額
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	19,500 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.485	33,200 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.685	46,900 円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	61,600 円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	68,400 円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	82,100 円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	89,000 円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	102,600 円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	116,300 円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	130,000 円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	143,700 円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	157,400 円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	164,200 円